

官報

号外

平成十二年三月十四日

○第四百七十七回 衆議院會議録 第十一号

平成十二年三月十四日(火曜日)

議事日程 第九号

平成十二年三月十四日

午後一時開議

- 第一 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 消費者契約法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員佐々木良作君は、去る九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。
佐々木良作君に対する弔詞は、議長において昨十三日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

元民社党中央執行委員長長前衆議院議員正三位勲一等佐々木良作君は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもってその功勞を表彰されました。君は終始政界政治の推進に力をいたし、議會制民主政治の発展に貢献されました。その功績はまことに偉大であります。
衆議院は、君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

日程第一 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

法律案を議題といたします。
委員長長の報告を求めます。労働委員長赤松広隆君。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔赤松広隆君登壇〕

○赤松広隆君 ただいま議題となりました介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、介護事業における雇用機会の確保の重要性にかんがみ、介護労働者の雇用管理の改善に関する措置を促進するため、当該措置を実施する事業主に対し、雇用保険法の雇用安定事業等として助成及び援助を行おうとするものであります。その主な内容は、

第一に、身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理等の福祉サービスまたは保健医療サービスの提供を介護関係業務と定義し、専らこれらの介護関係業務に従事する労働者を介護労働者と総称するものとすること、

第二に、政府は、介護関係業務に係る新たなサービスの提供または介護事業の開始に伴って実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画の認定を受けた事業主が、当該計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる場合に、雇用保険法の雇用安定事業等による必要な助成及び援助を行うものとする、

第三に、職業安定機関と職業紹介事業者その他の関係者は、介護関係業務に係る労働力需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実等に関し、相互に協力するように努めなければならない

ないものとする、

第四に、労働大臣は、介護労働安定センターに、雇用保険法の雇用安定事業等の業務並びに介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対する教育訓練の業務を行わせるものとする、

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 港湾法の一部を改正する法律案

〔内閣提出〕

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、港湾法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。運輸委員長仲村正治君。

港湾法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔仲村正治君登壇〕

○仲村正治君 ただいま議題となりました港湾法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、近年における港湾整備の効率化及び港

平成十二年三月十四日 衆議院會議録第十一号

国立学校設置法の一部を改正する法律案 消費者契約法案についての樺屋國務大臣の趣旨説明 消費者契約法案の趣旨説明

二

湾をめぐる環境の保全の要請に適切に対応するため、重要港湾等の定義の明確化及び港湾工事の費用に対する国の負担割合の見直しを行うとともに、環境の保全への配慮に関する事項を基本方針の記載事項に追加すること及び放置型対策を推進することなど所要の措置を講ずるものであります。

本案は、二月八日本院に提出され、三月六日本委員会に付託されました。本委員会においては、三月七日二階運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長鈴木恒夫君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(鈴木恒夫君登壇)

○鈴木恒夫君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び大学等の教育研究水準の向上に資する等のため、所要の改正を行うとするもので、その主な内容は、

第一に、政令で定める国立大学の大学院に、研究科にかかわる教育研究上の基本となる組織として、教育部及び研究部を置くものとすること、第二に、弘前大学、岐阜大学及び山口大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の医学部に統合すること、第三に、学位授与機構を改組して大学評価・学位授与機構とし、大学の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加すること、

第四に、昭和四十八年度以降に設置された国立医科大学等に係る平成十二年度の職員定員を定めることなどあります。

本案は、三月三日本委員会に付託され、同月七日中曽根文部大臣から提案理由の説明を聴取し、翌八日質疑に入り、参考人の意見聴取を含めた審査を行い、去る十日質疑を終了し、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が附されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

消費者契約法案(内閣提出)の趣旨説明
○議長(伊藤宗一郎君) この際、内閣提出、消費者契約法案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣樺屋太一君。

(國務大臣樺屋太一君登壇)

○國務大臣(樺屋太一君) 消費者契約法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現在、我が国では、国民の自由な選択を基礎とした公正で自由な競争が行われる市場メカニズム重視の社会の実現を目指し、構造改革が推進されております。こうした中、政策の基本原則を、行政による事前規制から市場参加者が遵守すべき市場ルールの整備へと転換することが求められており、消費者のための新たなシステムづくりが大きな課題になっております。

その一方で、構造改革の進展に伴う商品、サービスの多様化の一層の進展による消費者の選択の自由が拡大する反面、消費者と事業者との間にある情報、交渉力の格差を背景に、消費者が事業者との間で締結する契約、いわゆる消費者契約に係るトラブルが増加しております。

こうした認識のもと、政府といたしましては、これまで国民生活審議会及び幅広い関係各方面との議論を重ねてまいりましたが、昨年末の国民生活審議会の報告の趣旨に沿い、公正で予見可能性の高い新たな民事ルールを整うべきことと結論が得られましたので、本法案を提出することとした次第であります。

この法律の制定により、消費者利益が擁護されるときに、消費者と事業者双方の契約当事者としての自己責任に基づいた行動が促されることにより、消費者と事業者との信頼関係が増し、新たな経済活動や業態の創造が容易となり、活発化するものと確信しております。

次に、この法案の趣旨を御説明申し上げます。この法律は、消費者が事業者との間で締結する契約に係る紛争を公正かつ円滑に解決するため、次の二点について定めることとしております。

第一は、消費者契約の締結について、勧誘をする際に重要事項について事実と異なることを告げたり、事業者に対し消費者がその住居等から退去すべき旨の意思を表示したにもかかわらず退去しないなど、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、または困惑した場合について、契約の申し込み、またはその承諾の意思表示を取り消すことができることとしております。

第二に、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額の予定、または違約金に一定の限度を超えることとなる条項のほか、消費者の利益を一方的に害する条項について、その全部または一部を無効とすることとしております。

その他、法の目的、消費者契約の範囲、事業者及び消費者の努力規定、取り消し権の行使期間等所要の規定を置くこととしております。

以上、消費者契約法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第でございます。(拍手)

消費者契約法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(伊藤宗一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。枝野幸男君。

(枝野幸男君登壇)

○枝野幸男君 私は、民主党を代表し、ただいま議題となりました消費者契約法案について質問をいたします。

対等な力関係にある個人間の取引を前提とした明治民法が施行されて既に百年が過ぎ、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。個人とは比較にならない大規模な企業が商品やサービス提供の中心となりました。商品流通の過程が複雑化するとともに、商品やサービスそのものの性質も著しく複雑化しています。

もはや、商品やサービスについての情報を独占

し、流通過程にアクセスすることのできる事業者と、一個人としての消費者とでは、取引の場面に立った時点で情報力や交渉力において大きな格差があることは否定できません。対等な個人間の取引を前提とした明治民法では、実質的な不公平、不公平が生じる事態となっております。

そこで、まず、所管大臣である堺屋太史と日井法務大臣にこうした認識に対する御見解をお尋ねいたします。私は、こうした認識が今回消費者契約法をつくることになった最大の背景であると考えますが、いかがでしょうか。

さて、私たち民主党は、こうした基本認識に基づき、既に昨年十二月十日、政府案に先立って衆参両院に独自の消費者契約法案を提出してあります。以下、この民主党案を御紹介しながら、政府案との違いを中心に質問をいたします。

まず、法律の目的についてお尋ねいたします。政府案は、消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力の格差があることを認めながら、本法律案の目的として格差の解消そのものを明確に掲げておりません。民主党案は、端的に、消費者と事業者が対等な立場において契約を締結することができるようになることというのを目的として掲げております。

政府においても、格差を認めておられる以上、その格差を是正、解消し、実質的な対等性を確保することに本法案の目的があることは否定しないものと推測いたしますが、所管大臣の見解をお尋ねいたします。

次に、消費者契約の定義についてお尋ねします。消費者契約に該当するかどうかの基準として、事業性の有無を掲げていることでは両案に差異はありません。しかし、民主党案が「主として」という文言を置いているのに対し、政府案にはこうした文言が入っておりません。

例えば、個人事業者が主に趣味に利用する目的でパソコンを購入し、部分的に経理処理に利用し

たり、チラシの作成に利用したりすること、こうしたケースは少なからずあると思います。こうしたケースが部分的にでも事業に用いられているからといって消費者契約に該当しないとするのは、実質的に不合理であると考えますが、政府案ではどうなるのか、所管大臣の御見解をお伺いいたします。

また、従来から、利殖や投資などの資産形成取引が消費者契約に含まれるのか、論点の一つとされてまいりました。政府案ではこの点が明確ではありません。個人が住宅資金の形成や老後の生活資金などのために利殖や投資を行うケースも消費者契約法が適用されるべきと考えますが、本法案ではどうなるのか、所管大臣にお尋ねいたします。

次に、政府案第三条第二項に規定する消費者の努力義務についてお尋ねします。この規定はいわゆる努力義務ですから、法的トランプルが生じた場合の裁判規範としては意味がないものと考えます。しかし、消費者団体の皆さんなどから、この規定が乱用されることを憂慮する声が上がっております。

そこで、所管大臣及び法務大臣にお尋ねいたします。この規定はあくまでも努力規定、訓示規定であり、この規定を根拠に消費者が新たな法的義務を負うものではないと考えますが、いかがでしょうか。特に、裁判における紛争処理の過程において、この条項により消費者の保護が狭まることとがあらわれないとありますが、両大臣の認識をお伺いいたします。

一方、第三条第一項は、事業者による情報提供についても「努めなければならない」という規定にとどめています。そもそも、消費者契約法制定の背景にある情報の格差という問題を踏まえれば、事業者の情報の提供義務は本法案に法的義務として明記するのが当然であると考えますが、所管大臣の御見解はいかがでしょうか。

ちなみに、民主党案は、情報提供義務という規定の仕方こそしていませんが、情報提供義務違反の行為があった場合に契約を取り消せるものとして、事業者に義務を課しております。

少なくとも、本条項が規定されたことによつて、これまで証券被害判例などで積み上げられてきた事業者の説明義務に関する法理が否定されるものであったり、後退するものであったりしてはならないと考えます。所管大臣と法務大臣の見解をお尋ねします。

次に、政府案第四条の重要事項についてお尋ねします。まず、法務大臣と所管大臣の双方にお尋ねします。

民法第九十五条に規定する錯誤の要件である法律行為の要素と、本法律案第四条第四項の重要事項とはどこがどう異なるのでしょうか。明確にお答えください。

また、経済企画庁長官にお尋ねします。第四条第二項は当該重要事項に関連する事項という規定の仕方をしてありますが、これは何を意味するのでしょうか。具体的に回答ください。

この規定では余りにも抽象的過ぎて、いかようにも解釈が可能にならないでしょうか。政府案では、非常に限定された重要事項に該当しない場合、重要事項に関連する事項としてこの第四条第二項の問題となり、事実と異なることを告げても故意でなければ容認されることになりま

す。しかし、消費者が事業者の故意を立証することとは著しく困難であります。

そこで、同項の故意の立証は消費者と事業者のいずれにあるのか。もし、消費者にあるとのお答えならば、その立証は本当に可能であるとお考えなのか、所管大臣の答弁を求めます。

最近の消費者被害の具体例として、現在使用中の商品に関連して虚偽の事実を告げることで買いかえに追い込むといういわゆる点検商法や、代金を福祉の目的で役立てるなどという虚偽の事実を

告げる福祉商法、あるいは、法令などについて虚偽の事実を告げ契約を獲得するケースなどが報告されております。

民主党案では、こうしたケースを含めて保護することとしております。これら三つのケースも保護すべき場合が多いのではないかと考えますが、所管大臣はいかがでしょうか。そして、本法案でこうしたケースが保護可能であるのかも御尋ねをいたします。

次に、第四条第三項に関連してお尋ねします。まず、同項に規定する不退去等は、刑法の不退去罪や監禁罪にそれぞれ該当する行為にはかならないと考えますが、要件においてどこか違いがあるのでしょうか。所管大臣と法務大臣の見解をお尋ねします。

また、民法第九十六条第一項に規定する強迫の要件は、畏怖することと云われております。そして、一方で、完全に意思の自由を失った場合は、そもそも民法第九十六条第一項の強迫ではなく、当然無効とされておりますので、ここでの畏怖は、意思の自由を完全に失うほど強いものではないというのが最高裁の確定判例です。

とすると、ここで言う畏怖と本法案に規定する困惑との違いはどこにあるのでしょうか。ほとんどの場合、畏怖しているからこそ強く退去を求めることができずに困惑をするというのが実態ではないでしょうか。所管大臣と法務大臣の見解をお尋ねいたします。

結局、本条項に該当するケースのほとんどはこれまでの法令でも対応可能なケースであり、新たに救済可能になる消費者被害は少ないのではないのでしょうか。電話で威圧的に契約を求めるケースや、運勢が悪いなどと不安を募って契約させるケースなど、最近の消費者被害の実例を経済企画庁長官は御存じでしょうか。御存じだとすると、どのように保護すべきとお考えでしょうか。本条項の適用がどのようなケースまで及ぶのかという問題とあわせてお答えください。

平成十二年三月十四日 衆議院會議録第十一号

消費者契約法案の趣旨説明に対する枝野幸男君の質疑

四

さらに、政府案では、退去すべき旨の意思を示したか否かという形式的な基準が重視され、消費者のみならず、事業者にとっても使い勝手が悪いものとなっています。これについての所管大臣の見解もお尋ねいたします。

次に、取り消し権の行使期間についてお尋ねします。

民主党案が時効期間を三年としているのに対し、政府案に規定する取り消し権の行使期間はわずか六カ月です。

トラブルが発生しても、六カ月ぐらゐの期間があったという間に経過してしまいます。もし、法的知識に乏しく経験もない消費者を相手に、六カ月間交渉を引き延ばしていればよいということになってしまったのでは、より悪質な事業者ほど救われることになり、公平、公正とは言えません。政府案で言う六月という期間はどのような意味の期間であるのか。六月以内に何をしなければならぬのか。所管大臣の見解をお尋ねいたします。

次に、いわゆる不当条項についてお尋ねします。

政府案第十条がいわゆる包括的規定を置いたことは率直に高く評価したいと思えます。しかし、第八条と第九条が非常に具体的であるのに対して、第十条は大変抽象的で、その中間的な基準が示されていません。民主党案は、いわゆる不当条項一般を抽象的に無効とした上で、その具体的基準を民主党案第九条第二項に規定しています。

民主党案の第九条第二項の各号に規定するケースが政府案第十条に含まれるのか、所管大臣にお尋ねいたします。

今回の法制定過程では、まじめな大部分の事業者には特に新たな義務を課すものではないにもかかわらず、事業者からの過剰反応が存在し、残念ながら十分な内容になっていません。したがって、今回の法制定をゴールとするのではなく、その運用を見ながら、時代の要請に応じた見直しが必要であると考えます。

民主党案では、施行後三年を目途とした見直し規定を設けましたが、政府案にはありません。政府においても見直し規定を設けるべきと考えますが、所管大臣の御見解をお伺いいたします。

また、見直しを要する項目の中で、特に団体訴権や差しとめ訴訟についてお伺いします。

消費者契約の適正化に実効性を持たせるためには、消費者団体などに差しとめ訴訟の団体訴権を認める必要があります。民主党も、消費者契約法案にこうした規定を設けるべく検討しましたが、民事訴訟法体系全体にかかわる大論点であるため、今回は断念をしております。

私たちとしても、速やかに検討作業を始める所存ですが、政府においても、消費者契約法制定後、直ちにこの団体訴権、差しとめ訴訟について検討を開始すべきと考えます。法務大臣及び所管大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、実効性確保の措置についてお尋ねします。

本法案に実効性確保のための行政的措置についての規定がないことは、本法案の本質が裁判規範であることを考慮すれば理由のないことではありません。しかし、消費者契約法が十分に効果を発揮するためには、裁判に至らない段階で多くの消費者被害が救済される必要がありますし、そもそも、いわゆる悪徳商法を事前に阻止することが必要であります。

こうした観点から、自治体の消費者センターなどが財政難などを理由として縮小傾向にあると言われていることは残念なことであり、政府として拡充に向けた手当てが必要だと考えますが、いかがでしょうか。経済企画庁長官の御見解をお伺いします。

また、被害が生じた場合の相談や仲裁の役割を担う公益的機関としての弁護士会の役割も重要であります。弁護士自治の見地から、政府として介入することは避けるべきと思いますが、要望、希望を表明することは問題ありません。消費者契約法の実効性を高める上で弁護士会に期待することであれば、所管大臣の御見解を承ります。

民主党としては、みずからの案をベストであるとの硬直的な姿勢をとることなく、的確な指摘には率直に従って修正をする用意があります。政府・与党においても、数の力を頼んだ硬直的な対応でなく、民主党案に劣るところがあるならば、きちんと論戦を通じてよりよいものを求める努力を怠るべきではありません。この点に対する政府としての姿勢を所管大臣にお尋ねをして、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣(白井日出男君登壇))

○国務大臣(白井日出男君) 枝野議員にお答えをいたします。

まず、消費者契約法案の背景についてお尋ねがございましたが、御指摘のとおり、今日、消費者と事業者の間には情報の量と質、交渉力等に関し格差が存在いたしております。消費者と事業者との間の契約をめぐる、さまざまな紛争が生じることも少なくないものと認識をいたしております。

民事に関する基本法でございます民法は、契約一般について合理的な規律をしていると考えられておりますが、いわゆる消費者契約については、民法のみでは十分な対応をすることはできないことも否定できないところでございまして、このことが、今回、消費者契約法案が提出された理由の一つであると認識をいたしております。

次に、第三条第二項の消費者の努力義務についてのお尋ねがございましたが、この規定は、消費者に対し、条文中に規定された内容の努力をすることを求めるという趣旨の努力規定であると承知をいたしております。したがって、この規定は、特段の私法上の効果はなく、これにより消費者が新たに法的義務を負ったり、消費者の保護の

範囲が狭くなるということはないと考えております。

次に、第三条第一項の事業者の情報提供に関する規定についてのお尋ねがございましたが、この規定は、事業者に対し、条文中に規定された内容の努力をすることを求めるという趣旨の規定であると承知をいたしております。したがって、これまでの裁判例に見られる事業者の説明義務に関する考え方等に影響を及ぼすものではないと考えております。

次に、民法第九十五条の錯誤における法律行為の要素と、本法案第四第四項の重要事項との関係についてお尋ねがございましたが、民法第九十五条の法律行為の要素とは、一般的に言いまして、意思表示の内容をなし、表意者がその内容に従って法律行為上の効果を生じさせようとした事実であって、客観的に観察し、その事実上錯誤がなかったならば意思表示をしなかったであろうと認めることが合理的であるものをいうとされております。これに対して、本法案の重要事項につきましては、法律行為の内容になつていないものもこれに当たる場合があり得るものと考えられております。

次に、刑法上の不退去罪、監禁罪と本法案第四第三項の不退去等との関係についてのお尋ねがございましたが、本法案第四第三項に規定する事業者の行為は、刑法の不退去罪や監禁罪に該当することも多いと考えられますが、例えば、刑法の監禁罪の対象とする行為は、人を一定の区域、場所から脱出できないようにして、その自由を拘束するものとされておりますから、本法案が対象とする行為とは異なる場合があり得るものと考えられます。

次に、民法第九十六条第一項の強迫における畏怖と第四第三項の困惑との関係についてのお尋ねがございましたが、強迫における畏怖とは、害悪の告知によって意思の自由が制約される状況というものであります。第四第三項の困惑は、害

悪の告知によらずに、困り、戸惑うなど、広く自由な判断が阻害される状況をもいうものと考えております。

次に、差しとめ訴訟の団体訴権についてお尋ねがございましたが、この点につきましては、仮に認めるといたしても、どのような要件のもとで、どのような団体に対してこれを認めるのか、また、判決の効力がどのように及ぶのか等、さまざまな問題点がございまして、これらの問題点を慎重に検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣堺屋太一君登壇)

○国務大臣(堺屋太一君) 枝野議員にお答えいたします。

本法立法の背景につきましては、消費者と事業者との間に存在する取引に関する構造的な情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、消費者が契約の全部または一部の効力を否定することができるようになる場合を新たに法律で定めることにより、消費者利益の擁護を図るものであります。

消費者契約の定義に關して、個人事業者が、主に趣味に利用する目的でパソコンを購入したが、実際には事業用に使用している場合につきましても、主に趣味に利用する目的で購入したものであるために、消費者契約に該当するものと考えております。個人が住宅資金の形成や老後の生活資金のために、個人が行う利殖、投資などの資産形成取引につきましても、消費者契約となり得るものと考えております。

消費者の努力義務につきましては、第三条は努力規定、訓示規定でございまして、この規定を根拠に消費者が新たな法的義務を負うことはありませぬ。事業者の情報提供義務につきましては、単なる重要事項の不提供だけでは取り消し等の私法的な効果を付するのとは適当ではなく、法的義務として規定することには慎重に考える必要があると考えておりますが、第三条第一項の規定は、これによって事業者の説明義務に関するこれまでの法理を否定したり、後退させたりするものではございません。

民法の錯誤の要件である法律行為の要素と本法の重要事項との関係については、法律行為の内容となっていない事項が本法の重要事項に該当することもあり得ると考えております。当該重要事項に關連する事項とは、基本的に、ある重要事項にかかわり、つながる事項を広く意味するものであります。しかしながら、不利益事実の不告知の対象が限定されているため、實際上、当該重要事項に關連する事項は、一般平均的な消費者が不利益事実が存在しないと誤認する程度に、ある重要事項に密接にかかわり、つながっているものとなります。

故意の立証責任は、消費者にあります。しかしながら、この故意は、民法の詐欺における相手方を欺こうとする意思よりも程度の弱いものであるため、消費者にとって、これを立証することは著しく困難ではないと考えております。

点検商法、福祉商法、法令等について虚偽の事実を告知する商法については、消費者は必ずしも本法の規定により救済されることにはなりません。このようないかなる商法についても、民法の詐欺の規定などにより救済される場合も多いと考えられます。

本法の不退去、監禁と刑法の不退去罪、監禁罪との関係については、本法の不退去、監禁は、刑法の不退去罪、監禁罪に該当することも多いと考えられます。しかしながら、刑法の不退去罪、監禁罪に該当したとしても、法律行為自体

が直ちに無効となるわけではないので、本法の不退去、監禁を規定する意義があるものと考えております。

民法の強迫の要件である畏怖と本法の不退去、監禁との相違点については、困惑とは、困り、戸惑い、どうしてよいかわからなくなるような、精神的に自由な判断ができない状態をいいます。これは、畏怖をも含む広い概念であると整理することができま。

困惑の類型については、これまでの法令では必ずしも対応できないものであり、消費者トラブルの実態、消費者の要保護性、取引の安全の確保等にかんがみ、不退去、監禁について契約取り消しを認めることとしたものであります。御指摘のケースについては、民法の強迫や訪問販売等に関する法律のクーリングオフの規定などにより救済される場合もあると考えております。

消費者の退去すべき旨の意思については、これが事業者に対して明確に示された場合について契約取り消しを認めることが、取引の安全の確保にかんがみ適当であるとと考えております。

取り消し権の行使につきましても、民法九十六條の取り消し権と同様、消費者は必ずしも裁判に訴える必要はなく、追認することができるときから六カ月以内に相手方に取り消す旨の意思を伝えればよいというのが民法の考え方であり、これをそのまま採用しております。

民主党の第九條第二項の各号に規定するケースは政府案第十條に含まれているのかという点につきましても、各号いずれにつきましても、民法、商法、その他の法律の任意規定に反し、信義則に反する程度に消費者の利益を一方的に害する場合に、政府案第十條によって無効となり得るものと考えております。

見直し規定につきましては、経済社会の変化に応じて法律の見直しを行うのは当然であります。あえて見直し規定を置く必要はないものと考えております。

差しとめ訴訟の団体訴権につきましては、我が国の司法制度改革の流れを踏まえた上で十分な検討を行う必要があると考えております。

消費者契約法の実効性確保のために、消費者への各種の情報提供や苦情相談の処理等を適切に行えるよう各地の消費生活センター等の体制整備を図っていくことが重要な課題と考えております。経済企画庁としても、国民生活センターを通じて情報提供や、消費生活相談員に対する研修等、各地の消費生活センターの機能充実のため支援を行っていきたくと思っております。

弁護士会に対しましては、少額事件訴訟に係る法律相談の充実のほか、消費者契約に係る紛争についての裁判外紛争処理機関として弁護士会仲裁センターに対し高い期待のあることに対応し、できる限り広範な地域の消費者にとってその利用が可能となるよう御努力いただくことを期待したいと思っております。

政府としての姿勢につきましては、本法案は六年間にわたって幅広く関係者に御参加いただき、国民生活審議会において御議論の上得られたコンセンサスを条文化したものであります。立法府においても十分な御審議をお願いしたいと考えております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、内閣提出の消費者契約法案について、経済企画庁長官並びに外務大臣に質問いたします。

法案に先立って、まず堺屋長官のデジタルアーカイブズ社問題について質問いたします。

堺屋長官の私設秘書と言われている伊東明子さんが代表取締役を務め、堺屋長官の所有するビルにオフィスを構えるデジタルアーカイブズ社が、経企庁が著作権を持つ経済白書のDVD化を

請け負い、さらに、經企庁長官提唱による政府のインターネット博覧会の有識者懇談会技術部会にも同社の古瀬取締役が入っています。

大臣がみずから責任を持つ経済白書や博覧会に、公募や競争入札でない形で請負や参画をさせることは、極めて不明朗な行政の私物化とマスコミに指摘されても言いわけのできない問題ではありませんか。堺屋長官の明確な答弁を求めます。

日本共産党は、消費者契約法を制定するからには、その目的は、物品等を販売する事業者とそれを購入する消費者との間の情報や知識や交渉力の歴然とした格差があることを踏まえて、消費者契約における契約の過程や契約の内容を適正なものにさせることにより、消費者の利益を守り、国民の消費生活の安定や向上に役立つものとなるようにするべきだと考えております。その立場から質問をいたします。

まず第一に、契約に当たっての情報提供についてです。

その一つは、消費者が内容をよく理解してから契約するためには、社会通念上一々書面の交付をするには及ばないというものを除いて、事業者が消費者に対して、契約の締結前に、原則として、その内容をきちんと示して、それを書面で交付することが当然のこととして必要であると考えます。この書面を交付することを義務として法律に明記するべきではありませんか。長官の答弁を求めます。

二つ目に、契約内容に関して、事業者は、消費者契約を結ぶ前に、消費者が契約内容についてよく理解できるように、親切に、必要で十分な情報を提供するべきであります。

堺屋長官は、昨年十一月五日の商工委員会で、事業者と消費者との間には情報や交渉力などの構造的な格差が存在する、このことを考慮して消費者のための新しいシステムづくりに取り組むことが重要であると述べました。

そうであるなら、情報格差を埋めるために、契約についての情報を提供するように事業者が義務づけられるべきであります。逆に政府案では、消費者に契約内容について「理解するよう努める」ことを求めています。これでは、事業者の情報提供に対する責任をあいまいなものにしてしまうのではありませんか。

政府案にある、消費者に理解することを求める努力義務規定は削除して、事業者の情報提供義務こそ明記するべきであります。答弁を求めます。

ここで、外務大臣に質問します。

アメリカでは、判例法を条文の形で整理した第二次契約法リステートメントにおいて、業者が消費者に情報提供をしないことは、不実表示、つまり事実と違ふことを示したのと同じ誤りと見なされます。

ヨーロッパにおいては、フランスの消費者法典は、財の販売者またはサービスの提供者である職業人は、契約締結以前に、消費者に対して財またはサービスに関する基本的な特性について知らしめなければならぬと規定しています。

またドイツでは、契約締結上の過失の法理に基づいて、業者には、重要事項の開示や説明、通知などの付随義務があるとされています。

そしてイギリスでは、慣習法の中で、最高信義の契約として、優越した地位にある場合、情報提供の義務に違反することは、相手側に契約の取り

消し権を生じさせるとされています。

このように、欧米諸国では、情報の提供の確保やその義務は、判例で明示されたり、立法化されているのではありませんか。答弁を求めます。

国民生活審議会消費者部会長の落合誠一東大教授は、経済企画庁の雑誌の中で、欧米諸国の消費者は我が国の消費者よりも厚く保護されているのであり、したがって、グローバルスタンダードから見ても我が国の現状は問題であると述べています。真に具体的かつ包括的な民事ルールの必要性を強調するならば、欧米諸国では当たり前となっている情報提供の義務づけを明確にするべきであります。重ねて經企庁長官の答弁を求めます。(拍手)

第二に、消費者が契約を取り消す場合の問題です。

その一つは、政府案が、事業者の不当勧誘行為を脅迫に近い不退去や監禁などに狭く限定していることについてです。

しかし、実際によく発生しているのは、羽毛布団の勧誘をめぐる催眠商法での威迫や、職場へしつく電話をかけての通信教材つき資格商法での執拗な勧誘などの困惑行為です。これら被害の実態に即して、威迫や困惑など消費者の判断を誤らせるものを広く不当勧誘行為として、このような場合、消費者がその契約を取り消すことができるようにするべきであります。答弁を求めます。

二つ目に、政府案で消費者に告げなければならぬ重要事項としているのは、商品、サービス、権利などの内容や取引条件に限定しているために、モニター商法や靈感商法などのような悪質商法を規制できません。

我が党は、契約する商品、サービス、権利などの性質、品質、内容、取引の仕組み、消費者負担の内容、支払い手段などはもとより、その取引全体を重要事項として網羅できるようにするべきだと考えます。重要事項というのを、取引全体を把握するために必要な事項として、あらゆる悪質な商法に契約の取り消しができるようにするべきではありませんか。

さらに、政府案は、消費者に不利益になることを告げなかった場合に取り消すことができるとしています。そのことで問題になるのは、故意に告げなかった場合に限定しています。しかし、それが故意であったと消費者が立証することは極めて困難なことであり、故意ということは外すべきであります。答弁を求めます。

第三に、無効となる契約条項についてであります。

政府案では、無効とするのは限られた条項ですが、日弁連は、そもそも無効とすべき条項を列挙してブラックリストとし、また、事業者が不当でないことを立証しない限り無効とする条項を列挙してグレーリストとして整理しています。消費者トラブルの実態を踏まえたこのような提案は、率直に受けとめて、法律として明記するべきでありませんが、なぜ採用しないのか、明確に答えられたいと思います。

第四に、消費者団体による差しとめ請求権についてです。

三月九日に横浜地裁では、ココ山岡ダイヤ買戻し商法に対して、破産を予期しつつ販売し、多くの顧客から多額の代金をだまし取った責任は重く、被告全員に実刑判決が言い渡されました。

たが、裁判は長期間を要し、被害者の皆さんはいまだに救済されていません。また、豊田商事事件、オレンジ共済事件などを見ても、こうした消費者被害の特徴は、同種かつ大量に発生しています。

このような事件を未然に食い止めるためには、消費者被害の救済や被害の防止に消費者団体として当たるように、その差しとめ請求権を法律に明記するべきであります。答弁を求めます。

第五に、契約取り消しの時効の問題です。

日弁連の調査によりますと、内容に不審を持った相談が圧倒的に多い時期は、契約直後よりも、契約締結時から経過時間が一年以上が多いというのが実態です。

したがって、日本共産党は、取り消し期間は十年とし、さらに、消費者にわかる方法で情報提供をしなかったり、事実上該当しないことを言って消費者の判断力の不足につけ込んだり、不当勧誘などの行為があった場合は、その行為があったことを知ったときから三年間取り消し権を行使しない場合に時効になるよう改めるべきだと考えます。また、威迫や困惑に当たる行為の場合には、その行為がやんだときから三年間とするべきであります。答弁を求めます。

さて、消費者トラブルをめぐる状況は、苦情相談件数で、単なる問い合わせを除いたものは、一九九八年に約四十五万件ですが、これは、一九八五年の約十八万件から十三年間に二・五倍、二十七万件増加したことになります。その相談内容の八〇％が契約に関するトラブルです。しかし、実際に消費生活センターなどの相談窓口に来る割合は二・一％ですから、圧倒的多数の方は泣き寝

入りしてしまっているのが実情です。

こうしたもとで、悪徳商法と取り組んでいる弁護士や国民生活センターなどの相談員の皆さんは、現行法を駆使し、判例の積み重ねや相談活動で、消費者の利益を守る実績を積み上げてきています。そうした教訓も生かして、私が今具体的に提起したことも盛り込んだ実効性ある消費者契約法とすれば、裁判所における紛争処理、また裁判外の紛争や相談などの処理の規範になり得るものと考えられるものであります。

日本共産党は、消費者契約法が、消費者の皆さんの期待にこたえて実効性のある積極的な法律になるように、各会派の皆さんと共同して取り組んでいくことを表明して、私の質問を終わります。

(拍手)

(国務大臣(堀内太一)君登壇)

○国務大臣(堀内太一)君 吉井英勝議員にお答えいたします。

まず、お尋ねのDVDの件でございますが、これは、東芝、電通、デジタルアークイブズ社が制作委員会を設けて自主的に製作したものでございまして、経済企画庁から一円のお金も出ておりません。

また、経済白書は、発表後、著作権法第三十二条によりましてだれでも自由に無料で引用利用できるとございまして、現に印刷では、複数の経済誌が全文を含んだ臨時増刊号を出しております。これらについて、経済企画庁が承認するとか認可するとかいうものではございません。また、平成九年まではCD-ROMも製作、販売されておりました。

以上のごとく、本件に関して私が関与する余地

はございませんし、また、固有名詞を挙げて私の私秘書などと呼ばれるのは、私にとりましても本人にとりまして、全く事実と反しておりまして、極めて遺憾でございます。

次に、古瀬幸広氏が新千年記念行事懇話会の技術部会に参加しておりますが、同氏は立教大学助教授でございまして、インターネットに関する著書もたくさんございまして、その道の専門家であり、技術部会のメンバーとしてふさわしい専門知識の持ち主であるとの懇話会メンバー等の評価を踏まえて行ったものであります。

以上のように、本件に関して行政の私物化云々という指摘は全く当たりません。

さて、事業者の書面交付義務につきましては、本法が幅広い業種を対象にしていることにかんがみると、事業者に対して一律に書面交付義務を規定することは適当でないと考えております。

事業者による情報提供につきましては、単なる重要事項の不提供だけでは取り消し等の私法的な効果を付するのは適当ではなく、法律上の義務とすることに慎重に考える必要があると思っております。

消費者の努力規定につきましては、消費者契約を締結するに際し、消費者も契約の当事者としての責任を自覚し、その責任を果たすことが期待されることから、消費者に期待される最低限の役割を規定したものであります。事業者の努力義務については、別途明確に規定されており、この責任をあいまいにしかねないとの御指摘は当たらないと考えております。

不当勧誘の範囲につきましては、消費者トラブルの実態、消費者の要保護性、取引の安全の確保

等にかんがみ、威迫し困惑させること一般ではなく、不退去、監禁によって消費者が困惑した場合について契約取り消しを認めることとしたものであります。

契約の取り消しができる不実告知の対象については、詐欺による救済可能性にも留意しながら、法的安定性、予見可能性を高め、また取り消しという強い効果とのバランスをとるという観点から、適切な範囲に限定したものであります。

第四条第二項の故意については、民法の詐欺における相手方を欺こうとする意思よりも程度の弱いものであるため、消費者にとつてこれを立証することは著しく困難ではないと考えております。

消費者に不当に不利な契約条項につきましては、本法案における無効とすべき契約条項は、トラブルの実態を踏まえ、国民生活審議会で検討を行って得られたコンセンサスに基づいて規定されたものであります。

また、第十条の規定により、任意規定に反し、信義則に反する程度に消費者の利益を一方的に害する条項は広く無効になるため、無効とすべき契約条項は本法第八条から第十条までに定めた規定で十分であると考えております。

消費者団体による差しとめの請求権につきましては、今後、我が国の司法制度改革の流れを踏まえた上で十分に検討を行う必要があると考えております。

取り消し権の行使期間につきましては、契約締結から六カ月と規定するものではなくして、追認することができるときから六カ月、当該消費者契約の締結のときから五年間としております。また、この期間内に相手方に取り消す旨の意思を伝

えればよいというのが民法の考え方であり、それがそのまま採用しております。したがって、行使期間として適当であるものと考えております。

なお、消費生活センター、弁護士会その他が、この法案、消費者保護の観点でさらに御活躍いただくことを我々も大いに応援していきたい、あらゆる点で進めていきたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣河野洋平君登壇)

○国務大臣(河野洋平君) 欧米における規定についてのお尋ねでございます。

フランスでは、消費法典第百十一の一条にあります。財の販売者またはサービスの提供者であるすべての職業人は、契約締結前に消費者に対して財またはサービスに関する基本的な特性について知らしめなければならないと規定をしております。

ドイツにおきましては、契約を締結する者に過失があれば賠償義務があるとされる法理に基づいて、判例上、重要事項の開示、説明などの付随義務が認められております。

イギリスにおきましては、一般的に消費者に対する情報提供義務を課す法律はありませんが、コモンローが認める最高信義の契約により、契約の重要事実を知ることにつき優越的地位にある事業者が情報提供義務違反を行った場合、相手方に契約の取り消し権が生ずるとされています。

米国におきましては、契約法に関する判例法を整理した契約法リステートメント第二版の第六百六十一項に、みずから知る事実の不開示は、その

事実が存在しないとの言明と同じとみなされる事例が挙げられております。

以上のように、情報提供についての法律上の規定は、それぞれの国情、法体系に応じてなされているものと承知をいたしております。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十一分散会

出席国務大臣

法務大臣 白井日出男君
外務大臣 河野 洋平君
文部大臣 中曾根弘文君
運輸大臣 二階 俊博君
労働大臣 牧野 隆守君
国務大臣 堺屋 太一君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任 補欠
岩下 栄一君 萩野 浩基君
岩永 肇一君 宮本 一三君
倉成 正和君 田中 和徳君

商工委員

田中 甲君 松崎 公昭君
池坊 保子君 河上 覃雄君
山原健二郎君 辻 第一君
濱田 健一君 保坂 展人君
田中 和徳君 倉成 正和君
萩野 浩基君 岩下 栄一君
宮本 一三君 岩永 肇一君
松崎 公昭君 田中 甲君
河上 覃雄君 池坊 保子君
辻 第一君 山原健二郎君
保坂 展人君 濱田 健一君

辞任

補欠

労働委員

古賀 正浩君 戸井田 徹君
戸井田 徹君 古賀 正浩君

辞任

補欠

議院運営委員

西川 知雄君 榊屋 敬悟君
榊屋 敬悟君 西川 知雄君

辞任

補欠

望月 義夫君 園田 修光君
奥田 建君 桑原 豊君
江崎 鐵磨君 松浪健四郎君
山本健治郎君 中川 智子君
園田 修光君 望月 義夫君
桑原 豊君 奥田 建君
松浪健四郎君 江崎 鐵磨君
中川 智子君 山本健治郎君

一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算行政監視委員

辞任 補欠
菅 直人君 島 聡君
米津 等史君 西田 猛君
辻 第一君 春名 真章君
村山 富市君 保坂 展人君
島 聡君 菅 直人君
西田 猛君 米津 等史君
春名 真章君 辻 第一君
保坂 展人君 村山 富市君

(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案
商法等の一部を改正する法律案
会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案

(議案受領)

一、去る十日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号) 法務委員会 付託
高齢者、障害者等の移動の自由を確保するための法律案(玉置一弥君外二名提出、衆法第三号)
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用し

た移動の円滑化の促進に関する法律案(内閣提出第三四号)

以上二件 運輸委員会 付託
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

通信委員会 付託
一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

産業技術力強化法案(内閣提出第二四号)

商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

一、去る十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十三日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、行政監視に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十二年三月十三日

決算行政監視委員長 中村正三郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(質問書提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本国憲法に関する質問主意書(小沢辰男君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る十日、内閣から、衆議院議員濱田健一君提出米軍岩国基地滑走路の沖合移設事業に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年四月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る十日、内閣から、衆議院議員石井紘基君提出徳山ダム建設事業地域に棲息する大型猛禽類に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十二年四月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年二月一日

内閣総理大臣 小淵 恵三

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「介護業務」を「介護関係業務」に改める。

第二条第一項中「介護業務」を「介護関係業務」に、「につき」を「に対し」に、「その他の介護」を「等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであって労働省令で定めるもの」に改める。

第二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「専ら介護業務を業として」を「介護事業を」に改める。

め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「介護業務」を「介護関係業務」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「介護事業」とは、介護関係業務を行う事業をいう。

第八条第一項中「事業主のうち政令で定める事業を行うもの(以下「特定事業主」という。は、を「事業主は、介護関係業務に係るサービスで現に提供しているものと異なるものの提供又は介護事業の開始に伴い」に改め、同条第三項中「特定事業主」を「事業主」に改める。

第九条第一項中「特定事業主(を「事業主」に、「認定特定事業主」を「認定事業主」に改め、同条第二項中「認定特定事業主」を「認定事業主」に改める。

第十条の見出し中「雇用福祉事業」を「雇用安定事業等」に改め、同条中「認定特定事業主」を「認定事業主」に、「第六十四条」を「第六十二条」の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の助成及び援助(雇用保険法第六十三条の能力開発事業として行うものに限る。)を行うに当たっては、同項の認定事業主が講ずる措置に係る者であって、当該認定事業主と同法第四条第一項に規定する被保険者として雇用されることとなっているものを当該被保険者とみなして、同法第六十三条の規定を適用する。

第十一条及び第十二条中「認定特定事業主」を「認定事業主」に改める。

第十三条中「介護業務」を「介護関係業務」に改める。

第十四条中「介護業務」を「介護関係業務」に、

「雇用情報」を「介護関係業務に係る労働力の需給の状況並びに求人及び求職の条件、介護労働者の雇用管理の状況その他必要な雇用に関する情報（次項において「雇用情報」という。）に改め、同条に次の一項を加える。

2 職業安定機関及び職業紹介事業者その他の関係者は、介護関係業務に係る労働力の需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実、労働力の需給の調整に係る技術の向上等に関し、相互に協力するように努めなければならない。

第十七条第二号中「負傷、疾病等に関する援助」を「者が賃金の支払を受けることが困難となった場合の保護」に改める。

第十八条の見出し中「雇用福祉事業関係業務を「雇用安定事業等関係業務」に改め、同条第一項中「雇用保険法」の下に「第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法を加え、同項第一号及び第三号中「事業主」を「認定事業主」に改め、同項第四号中「職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る」を削り、「研修」を「教育訓練」に改め、同条第二項中「第六十四条」を「第六十二条から第六十四条まで」に改め、同条第三項及び第四項中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業等関係業務」に改める。

第十九条第一項及び第二項、第二十条、第二十二条から第二十四条まで、第二十九条第一項第五号並びに第三十条（見出しを含む。）中「雇用福祉事業関係業務」を「雇用安定事業等関係業務」に改める。

第三十二条第一項第一号中「特定事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るための」

を「認定事業主が認定計画に係る改善措置に必要な」に改め、同項第二号中「施設」を「設備」に改める。

第三十三条の前の見出しを削り、同条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（報告の徴収に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際、改正前の第十二条の規定により報告をしなければならない者が報告をしていない場合については、改正前の同条の規定（改正前の同条の規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。

（雇用・能力開発機構の債務保証業務に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に行われている改正前の第三十二条第一項第一号及び第二号の債務の保証に係る雇用・能力開発機構の業務については、改正前の同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

介護事業における雇用機会の確保の重要性にかんがみ、介護労働者の雇用管理の改善に関する措置を促進するため、当該措置を実施する事業主に

対し、雇用保険の雇用安定事業等として助成及び援助を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、介護事業における雇用機会の確保の重要性にかんがみ、介護労働者の雇用管理の改善に関する措置を促進するため、当該措置を実施する事業主に対し、雇用保険法の雇用安定事業等として助成及び援助を行う等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理等の福祉サービス又は保健医療サービス（「介護関係業務」と定義し、専らこれらの介護関係業務に従事する労働者を「介護労働者」と総称するものとする）。

2 政府は、介護関係業務に係る新たなサービスの提供又は介護事業の開始に伴って実施する雇用管理の改善に関する措置についての計画の認定を受けた事業主が、当該計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる場合に、雇用保険法の雇用安定事業、能力開発事業又は雇用福祉事業による必要な助成及び援助を行うものとする。

3 職業安定機関と職業紹介事業者その他の関

係者は、介護関係業務に係る労働力需給の適正かつ円滑な調整を図るため、雇用情報の充実等に関し、相互に協力するように努めなければならないものとする。

4 労働大臣は、介護労働安定センターに、雇用保険法の雇用安定事業等の業務並びに介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対する教育訓練の業務を行わせるものとする。

5 雇用・能力開発機構は、認定計画に係る改善措置に必要な設備の設置又は整備を行う事業主等に対する必要な資金の借入れに係る債務の保証の業務を行うものとする。

6 この法律は、平成十二年四月一日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、介護事業における雇用機会の確保の重要性にかんがみ、介護労働者の雇用管理の改善に関する措置を促進するため、当該措置を実施する事業主に対し、雇用保険法の雇用安定事業等として助成及び援助を行う等の措置を講じようとするものは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度労働保険特別会計予算（労働省所管）の雇用勘定に百億九千五百八十一万五千円が計上されている。

右報告する。

平成十二年三月十日
労働委員長 赤松 広隆
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

港湾法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年二月八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

港湾法の一部を改正する法律

港湾法昭和二十五年法律第二百十八号の一部を次のように改正する。

第一条中「資するため」の下に、「環境の保全に配慮しつつ」を加える。

第二条第二項中「重要港湾」とはの下に、「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他のを」、「いいの下に」、「特定重要港湾」とは、重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令で定めるものをいい、を加え、同条第五項第二号中「外かく施設を」外郭施設に改め、同項第三号中「けい留施設を」係留施設に、「けい、船浮橋、けい、船くい」を「係留浮標、係船くい」に改める。

第三条の二第二項に次の二号を加える。

四 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項

五 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項

第四条第二項中「外かく施設を」外郭施設に改める。

第十二条第一項第五号中「けい留施設を」係留施設に、「けい留場所を」係留場所に改める。

第三十七条第一項第三号中「外かく施設、けい

留施設を」外郭施設、係留施設に改める。

第三十七条の二の次に次の一条を加える。

(禁止行為)

第三十七条の三 何人も、港湾区域(港湾施設の

利用、配置その他の状況により、港湾の開発、

利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管

理者が指定した区域に限る。)内において、みだ

りに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定し

たものを捨て、又は放置してはならない。

2 港湾管理者は、前項の規定による区域又は物

件の指定をするときは、運輸省令で定めるところ

により、その旨を公示しなければならない。

これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によ

つてその効力を生ずる。

第四十条第三項中「五万円を」三十万円に改め

る。

第四十二条第一項中「外かく施設又はけい留施

設を」外郭施設又は係留施設(これらの施設のうち

運輸省令で定める小規模なものを除く。)に改

め、同条第二項を削り、第三項を第二項とし、

同条第四項中「前三項を」前二項に改め、同項を

同条第三項とし、同条第五項中「又は第二項を削

り、同項を同条第四項とする。

第四十三条中「第三号を」第四号に改め、第四

号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ず

つ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加え

る。

一 重要港湾における水域施設、外郭施設又は

係留施設のうち、前条第一項の運輸省令で定

める小規模なものの建設又は改良の港湾工事

については十分の四以内

第四十三条の八第一項中「土石等の物件を」土

石その他の物件で運輸省令で定めるもの」に改め

る。

第四十四条第二項中「外かく施設を」外郭施設

に改める。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第一

項を」前項に改め、第一号及び第二号を次のよ

うに改める。

一 特定重要港湾における水域施設、外郭施設

若しくは係留施設(これらの施設のうち、国

際海上輸送網の拠点として機能するために必

要な施設であつて運輸省令で定めるものに限

る。)又は臨港交通施設(第六号に掲げる施設

を除く。) 三分の一

二 重要港湾における水域施設、外郭施設、係

留施設又は臨港交通施設(前号及び第六号に

掲げる施設を除く。) 十分の四・五

第五十二条第三項に次の二号を加える。

五 避難港における水域施設又は外郭施設(次

号に掲げる施設を除く。) 三分の一

六 水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交

通施設(前項第四号に掲げる港湾工事に係る

ものに限る。) 十分の五

第五十二条第三項を同条第二項とし、同条に次

の一項を加える。

3 地方財政法第十七条の二第一項及び第十九条

第二項の規定は、港務局について前項の場合に

準用する。この場合において、「地方公共団体」

とあるのは、「港務局」と読み替えるものとす

る。

第五十五条の六を削り、第五十五条の五の二を

第五十五条の六とする。

第五十六条第一項中「外かく施設を」外郭施設

に、「けい留施設を」係留施設に改める。

第五十六条の二を第五十六条の二の二とし、第

五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 何人も、前条第一項の規定によ

り公告されている水域(港湾の施設の利用、配

置その他の状況により、港湾の利用又は保全上

特に必要があると認めて都道府県知事が指定し

た区域(開発保全航路の区域を除く。)に限る。)内

において、みだりに、船舶その他の物件で都

道府県知事が指定したものを捨て、又は放置し

てはならない。

2 第三十七条の三第二項及び第三項の規定は、

前項の規定により都道府県知事が区域又は物件

を指定し、又は廃止する場合に準用する。

第五十六条の四第一項中「工作物の」を「工作物

若しくは船舶その他の物件(以下「工作物等」とい

う。)の」に、「工作物により」を「工作物等により」

に、「附するを」付するに改め、同項第一号口中

「第五十六条第一項」の下に「又は第五十六条の二

第一項を加え、同号ハ中「第三十七条第一項」の

下に「又は第三十七条の三第一項を加え、同項第

二号中「前号に掲げる規定(第四十三条の八第一項

を除く。)」を「第三十七条第一項、第四十三条の八

第二項又は第五十六条第一項の規定に、「附し

たを」付したに改め、同項第三号中「第一号に掲

げる規定(第四十三条の八第一項を除く。)」を、第

三十七条第一項、第四十三条の八第二項又は第五

十六条第一項の規定」に改め、同条第二項中

「その者の負担において」を削り、「行ない」を

「行い」に、「行なわせない」を「行わせない」に、「行な

う」を「行う」に、「行なわせない」を「行わせない」に改

る場合を含む）、同法第四十三條第一号及び第二号、同法第五十二條第三項第二号を「第四十

二条第一項及び第二項、同法第四十三條第一号から第三号まで、同法第五十二條第二項第一号、第二号、第五号及び第六号に改める。

別表(一)中「第四十二條第一項から第三項まで(同法第五十二條第二項において準用する場合を含む。)、第四十三條第一号及び第二号並びに第五十二條第三項第二号」を「第四十二條第一項及び第二項、第四十三條第一号から第三号まで並びに第五十二條第二項第一号、第二号、第五号及び第六号」に改める。

(特定港灣施設整備特別措置法の一部改正)
第八条 特定港灣施設整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「ととのつたを」を「調つた」に、「第五十二條第二項において準用する同法第四十二條第一項を」を「第五十二條第二項に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「北海道の下に」及び「沖繩県を、」を「(前号に掲げる工事を除く。)」を加え、「十分の六を」十分の五・六に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 特定重要港灣(北海道及び沖繩県の特定重要港灣を除く。)において施行する工事(港灣法第五十二條第二項第一号に規定する施設に係る工事に限る。) 十五分の七
第四条第二項を削る。

(港灣整備特別会計法の一部改正)
第九条 港灣整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号中「において準用する同法第四十二條第一項から第三項まで、同法第五

十二條第三項を削る。

第五条第一項第二号中「において準用する同法第四十二條第一項から第三項まで、同法第五十二條第三項を削り、」第五十五條の五の二」を「第五十五條の六」に改める。

(地震防災対策特別措置法の一部改正)
第十条 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第五号中「外かく施設を」外郭施設に、「けい留施設」を「係留施設」に改める。

理 由

近年における港灣整備の効率化及び港灣をめぐり環境の保全の要請に適切に対応するため、重要港灣等の定義の明確化及び港灣工事の費用に対する国の負担割合の見直しを行うとともに、基本方針の記載事項として環境の保全への配慮に関する事項を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港灣法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に關する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、近年における港灣整備の効率化及び港灣をめぐり環境の保全の要請に適切に対応するため、重要港灣等の定義の明確化及び港灣工事の費用に対する国の負担割合の見直しを行うとともに、基本方針の記載事項として環境の保全への配慮に関する事項を追加する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 重要港灣等の定義の明確化

重要港灣の定義を、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港灣その他の国の利害に重大な關係を有する港灣で政令で定めるものとし、特定重要港灣の定義を、重要港灣のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港灣で政令で定めるものとする。

2 港灣工事の費用に対する国の負担割合の見直し

(一) 運輸大臣が重要港灣において実施する水域施設等の建設又は改良の工事の費用に対する国の負担割合を十分の五から十分の五・五に引き上げることとする。

(二) 港灣管理者が重要港灣において実施する運輸省令で定める小規模な水域施設等の建設又は改良の工事の費用に対し、国が十分の五を負担することから十分の四以内で補助することができることとする。

3 港灣相互間の連携の確保

運輸大臣が定める基本方針の記載事項に、経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な關係を有する港灣相互間の連携の確保に関する基本的な事項を追加することとする。

4 環境の保全に対する取組みの充実

(一) 目的の改正

港灣法の目的を、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港灣の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することとする。

(二) 基本方針の記載事項の追加
運輸大臣が定める基本方針の記載事項

5 放置艇対策の推進

(一) 船舶の放置等の禁止
何人も、港灣区域のうち港灣管理者が指定した区域内等において、みだりに船舶等を捨て、又は放置してはならないこととする。

(二) 監督処分規定の整備

港灣管理者等が撤去した所有者不明の船舶等について、一定の要件を満たす場合には港灣管理者等が当該船舶等の売却又は廃棄を行うことができることとする。また、一定の期間を経過した場合には当該船舶等の所有権は港灣管理者等に帰属することとする。

6 その他

(一) 罰則に關し所要の改正を行うこととする。

(二) その他所要の改正を行うこととする。

7 附則関係

(一) この法律は、平成十二年四月一日から施行することとする。ただし、5及び6(一)については公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から、3及び4(二)については公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行することとする。

(二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。

平成十二年三月十四日 衆議院會議録第十一号

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四

(三) 特定港湾施設整備特別措置法その他の関係法律について、所要の規定の整備を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、近年における港湾整備の効率化及び港湾をめぐる環境の保全の要請に適切に対応するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案による平成十二年度における国の歳出への影響額は、港湾工事の費用に対する国の負担割合の見直しによるもの約十六億円の増加と見込まれている。

平成十二年三月十日

運輸委員長 仲村 正治

衆議院議長 伊藤 一郎殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十二年二月十八日

内閣総理大臣 小淵 恵三

国立学校設置法の一部を改正する法律
第一条 国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の八」を「第七条の九」に、「第七条の九」第七條の十一」を「第七条の十一」第七條の十二」に、「第七条の十二」を「第七条の十三」に、「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。

第三条の二「第二項中「国立大学」の下に「(大学

院に第三条の四に定める教育部及び研究部のみを置くものを除く。を」を加える。

第三条の三第四項中「国立大学」の下に「(大学院に次条に定める教育部及び研究部のみを置くものを除く。を」を加える。

第三条の四を第三条の五とし、第三条の三の次に次の一条を加える。

(教育部及び研究部)

第三条の四 第三条の二第一項及び前条第一項の国立大学で政令で定めるものの大学院に、学校教育法第六十八條ただし書に定める組織として、教育部及び研究部を置く。

2 前項の教育部は、教育上の目的に応じて組織するものとし、その種類及び課程は、政令で定める。

3 第一項の研究部は、研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織するものとし、その種類その他必要な事項は、文部省令で定める。

第二章の三中第七條の十二を第七條の十三とする。

第二章の二中第七條の十一を第七條の十二とし、第七條の十中「規定」の下に「(大学院に係る部分を除く。を」を加え、「学群」と、同項第四号中「教養部」とあるのは「教養部及び学系」と、同条第四項第一号中「を」を「学群及び学系」と、同条第四項中「次の各号(とあるのは「次の各号(学系並びに」と、同項第一号中「に改め、同条を第七條の十一とし、第七條の九を第七條の十とする。

第二章中第七條の八を第七條の九とし、第七條の七を第七條の八とし、第七條の六の次に次の一条を加える。

(教育部及び研究部を置く国立大学の評議会及び教授会の特例)

第七條の七 第三条の四に定める教育部及び研究部を置く国立大学に対する第七條の三及び第七條の四の規定(大学院に係る部分に限る。)の適用については、第七條の三第一項ただし書中「大学院の研究科」とあるのは「大学院の研究科(大学院の教育部及び大学院の研究部を含む。を」と、「研究科以外」とあるのは「研究科以外に教育部及び研究部又は」と、同条第二項第二号中「研究科その他の」とあるのは「研究科(教育部及び研究部を含む。を」と、同条第三項第一号中「研究科」とあるのは「研究科(大学院の教育部及び大学院の研究部を含む。を」と、第七條の四第一項第二号中「研究科」とあるのは「研究科(教育部及び研究部を含む。を」と、同条第三号中「研究科」とあるのは「研究科(大学院の教育部及び大学院の研究部を含む。を」と、同条第二項第一号中「研究科」とあるのは「研究科(教育部及び研究部を含む。を」と、同条第四項中「次の各号(とあるのは「次の各号(大学院の研究部並びに」と、同項第一号中「研究科」とあるのは「研究科(教育部を含む。を」とする。

第三章の五を次のように改める。

第三章の五 大学評価・学位授与機構

(大学評価・学位授与機構)

第九條の四 大学等(大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。)の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

く。

一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 学校教育法第六十八條の二第三項に定めるところにより、学位を授与すること。

三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。

四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

2 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附則第三項中「二万七十九人」を「二万三十二人」に改める。

第二条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。

第三条の五第二項の表弘前大学医療技術短期大学の項、岐阜大学医療技術短期大学の項及び山口大学医療技術短期大学の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び附則第四項から第六項までの規定 平成十二年四月一日

二 第二条中国立学校設置法第三条の五第二項の表の改正規定(弘前大学医療技術短期大学部の項を削る部分を除く。)及び次項の規定
平成十五年四月一日

三 第二条中国立学校設置法第三条の五第二項の表の改正規定(弘前大学医療技術短期大学部の項を削る部分に限る。)及び附則第三項の規定
平成十六年四月一日

(岐阜大学医療技術短期大学部及び山口大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

2 岐阜大学医療技術短期大学部及び山口大学医療技術短期大学部は、第二条の規定による改正後の国立学校設置法第三条の五第二項の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(弘前大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置)

3 弘前大学医療技術短期大学部は、第二条の規定による改正後の国立学校設置法第三条の五第二項の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(学校教育法の一部改正)

4 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八條の二第三項中「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。
(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

5 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第六十七條のうち、国立学校設置法第三条第三項、第四條第二項、第五條、第六條の二及び第七條の改正規定中「第三條第三項」の下に「第三條の四第三項」を加え、同法第七條の四第一項第三号、第七條の六、第七條の八並びに第七條の九第三項及び第四項の改正規定中「第七條の八並びに第七條の九第三項及び第四項」を「第七條の九並びに第七條の十第三項及び第四項」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

6 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)の一部を次のように改正する。

第五百十七條のうち国立学校設置法第九條の三第二項の改正規定中「第九條の三第二項」の下に「及び第九條の四第二項」を加える。

理 由

国立の大学における教育研究体制の整備及び充実に資するため、政令で定める国立大学の大学院に研究科以外の教育研究上の基本となる組織として教育部及び研究部を置くこととともに、大学等の教育研究水準の向上に資するため、学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を新たに行わせることとし、あわせて昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成十二年度の職員定員を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び大学等の教育研究水準の向上に資する等のため、所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 政令で定める国立大学の大学院に研究科以外の教育研究上の基本となる組織として教育部及び研究部を置くこととともに、教育部及び研究部を置く国立大学の評議会及び教授会の特例を定めること。

2 弘前大学医療技術短期大学部、岐阜大学医療技術短期大学部及び山口大学医療技術短期大学部を廃止すること。

3 学位授与機構を改組して大学評価・学位授与機構とし、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加すること。

4 昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成十二年度の職員定員を定めること。

5 この法律中1、3及び4に関する規定は平成十二年四月一日から、2に関する規定は、岐阜大学医療技術短期大学部及び山口大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成十五年四月一日から、弘前大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成十六年四月一日から、それぞれ施行すること。

二 議案の可決理由

本案は国立の大学における教育研究体制の整備及び大学等の教育研究水準の向上に資する等

のため、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十二年度国立学校特別会計予算に、約一億八千三百七十七万円が計上されている。

右報告する。

平成十二年三月十日

文教委員長 鈴木 恒夫

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 大学評価・学位授与機構による大学評価の実施に当たっては、各大学の個性や多様性を生かした研究及び教育の活性化をもたらすものとなるよう、適正な運用が確保されるよう努めること。

二 大学評価・学位授与機構の評価委員及び専門委員の選任に当たっては、それぞれ各分野の専門家のほか、幅広い有識者に委嘱し、客観的で公正な評価の実施に努めるとともに、評価の基準や方法等の公表など透明性の確保に留意すること。

三 わが国の大学等高等教育機関が、国際的な教育研究水準を確保し、優れた人材の育成や独創的な学術研究などの役割を十分に果たすことができるよう、財政措置を含む必要な諸条件の整備に努めること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二五円 一〇円